

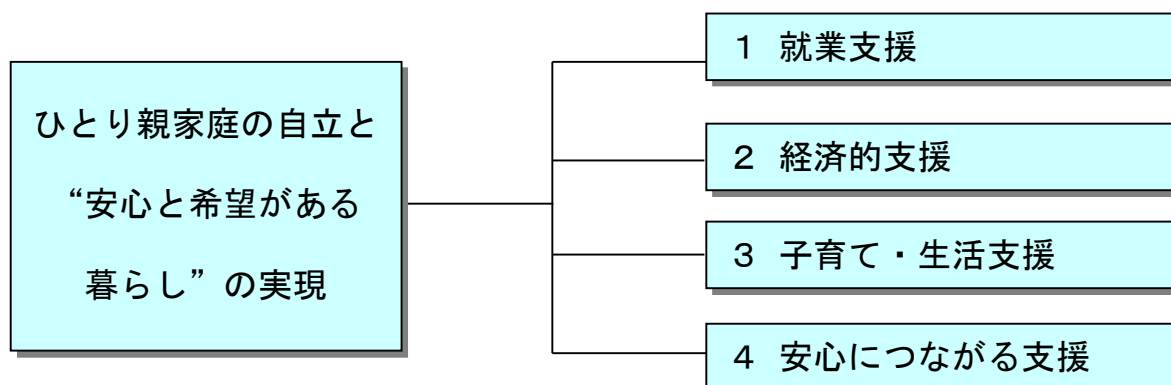
令和3年度

第四次静岡県ひとり親家庭自立促進計画

評価書

令和3年11月

## 施策体系



## 数値目標の達成状況

計画の策定後の最新値（令和2年度実績等）に基づく達成状況等の確認を以下の区分により行った。

### < 数値目標の達成状況区分 >

区分	達成状況区分の判断基準
目標値以上	「現状値」が「目標値」以上のもの
A	「現状値」が「期待値」の推移の+30%超え～「目標値」未満のもの
B	「現状値」が「期待値」の推移の±30%の範囲内のもの
C	「現状値」が「期待値」の推移の-30%未満～「基準値」超えのもの
基準値以下	「現状値」が「基準値」以下のもの
—	統計値等発表前、当該年度に調査なし等

※ 計画最終年度(令和6年度)に目標を達成するものとして、基準値から目標値に向けて各年均等に推移した場合における各年の数値を「期待値」とする。

## 数値目標の状況一覧

施策項目	種別	数値目標名	数値目標の意味 (調査機関等)	基準値	令和3年度評価		目標値
					現状値	区分	
就業支援	成果指標	母子家庭等就業・自立支援センターによる就職率	母子家庭等就業・自立支援センターにおける求職者に対する就職者の割合(こども家庭課調査)	44.2% (H30)	39.8% (R2)	基準値以下	55%
	活動指標	母子家庭等就業・自立支援センターが開拓した求人の件数	母子家庭等就業・自立支援センターの求人開拓活動によって得られた求人の件数(こども家庭課調査)	604件 (H30)	447件 (R2)	基準値以下	850件
経済的支援	成果指標	養育費の取決めをした人の割合	未成年の子どもがいる夫婦が離婚する際に、離婚届において養育費の分担の「取決めをしている。」の欄にチェックをした人の割合(静岡地方務局調査)	65.4% (H30)	65.0% (R1)	基準値以下	70%
	活動指標	養育費等に関する相談の利用者数	母子家庭等就業・自立支援センターで実施する養育費等に関する無料弁護士相談の利用者数(こども家庭課調査)	121人 (H30)	107人 (R2)	基準値以下	140人 (毎年度)
子育て・生活支援	成果指標	子どもの居場所の数	生活困窮世帯の子どもの学習支援、ひとり親家庭等生活向上事業の子どもの生活・学習支援、放課後子供教室、子ども食堂等の居場所の実施箇所数の合計(地域福祉課・こども家庭課・社会教育課調査)	381か所 (R1)	377か所 (R2)	基準値以下	503か所
	活動指標	子どもの居場所づくりセミナー参加者数	子どもの居場所づくりの実施者・実施希望者等を対象としたセミナーの参加者数(こども家庭課調査)	107人 (R1)	70人 (R2)	基準値以下	150人 (毎年度)
安心につながる支援	成果指標	仕事や生活費についての相談相手がいないと考えるひとり親の割合	仕事や生活費等の日常生活の悩みについて、相談相手がいないと考えるひとり親の割合【(こども家庭課調査)	29.2% (R1)	24.2% (R2)	B	0%
	活動指標	母子家庭等就業・自立支援センターにおける相談件数	母子家庭等就業・自立支援センターで実施する相談の件数(こども家庭課調査)	10,682件 (H30)	10,865件 (R2)	C	11,930件

# 施策の実施状況

## 1 就業支援

### (1) 数値目標の状況

種別	数値目標名	数値目標の意味 (調査機関等)	基準値	令和3年度評価		目標値	コロナ 影響
				現状値	区分		
成果 指標	母子家庭等就業・自立 支援センターによる就職 率	母子家庭等就業・自立支援 センターにおける求職者に 対する就職者の割合(こども 家庭課調査)	44.2% (H30)	39.8% (R2)	基準値 以下	55%	有
活動 指標	母子家庭等就業・自立 支援センターが開拓し た求人の件数	母子家庭等就業・自立支援 センターの求人開拓活動 によって得られた求人の件 数(こども家庭課調査)	604件 (H30)	447件 (R2)	基準値 以下	850件	有

- ・母子家庭等就業・自立支援センター（現：ひとり親サポートセンター）による就職率は39.8%、同センターが開拓した求人の件数は447件であり、基準値を大幅に下回った。新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けていると推測される。感染拡大に伴う雇用情勢の悪化は長期化しているが、企業訪問を徐々に再開するなど、可能な取組を模索していく。

### (2) 主な事業実施状況と今後の新たな施策展開

#### ア 関係機関の連携による就業支援

##### ① 母子家庭等就業・自立支援センターによる支援

- ・ひとり親サポートセンターにおいて窓口相談や職業紹介を行ったほか、出張相談を9回、就労支援セミナーを3回実施した。

##### 【施策展開】

- ・母子・父子自立支援プログラム策定事業を開始し、よりきめ細かな就業支援を推進する。

##### ② ハローワークなど関係支援機関との連携

- ・しずおかジョブステーションで就業相談、カウンセリングやセミナー等を実施し、ひとり親サポートセンター、ハローワークと連携して就業支援を行った。

##### 【施策展開】

- ・就業に向けた活動期間中の家賃の支援制度を創設し、貸付機関である県社会福祉協議会と母子・父子自立支援プログラム策定機関が一体となった自立支援を行う。
- ・ひとり親サポートセンターと、ハローワークの「ひとり親全力サポートキャンペーン」との効果的な連携方法を検討する。

## イ 事業主の理解促進と求人開拓

### ① 求職者と企業のマッチング促進

- ・しずおか人材マッチングサポートデスクにおいては、コーディネーター9人が767社の企業を支援した。

### ② 事業主の理解促進

- ・ひとり親サポートセンターにおいて企業訪問を564件実施するなどにより、求人を開拓した。
- ・働き方改革やダイバーシティ経営を学ぶ経営者向けセミナーを3回実施し、企業における女性活躍の取組推進を図った。

### ③ 子育てしやすい職場環境づくりの促進

- ・子育てに優しい職場環境づくりに取り組む企業8社を「子育てに優しい企業」として表彰するとともに、ロゴマークの制作を行った。
- ・64社へのアドバイザー派遣、通信機器体験やテレワーク導入の留意点を学ぶセミナー3回を実施し、企業の実践的な取組や多様な働き方が選択できる制度導入を支援した。

#### 【施策展開】

- ・子育てに優しい環境づくりに取り組む企業の表彰制度への応募を促進するため、受賞企業の取組やロゴマーク等を紹介するプロモーション映像を制作する。
- ・「イクボス養成講座」についてはオンライン形式による講座の実施を検討し、企業等が受講しやすい環境を整備する。

## ウ 安定した就業に結びつく資格取得・技能習得の支援

### ① 就業に向けた資格取得の支援

- ・資格取得や技能習得の講座受講費の一部や資格取得のために養成機関において修業する期間中の生活費相当額を支給した。また、給付金を活用して資格取得を目指す者に、入学準備金等の貸付けを行った。

#### 【施策展開】

- ・令和3年度限りの特例で支給要件を緩和する給付金により、より多くのひとり親が好条件で就労できるよう、資格取得のための修業を促進する。

### ② 就業に向けた技能習得の支援

- ・ひとり親サポートセンターにおいて登録販売者講習、パソコン講習各1コースを実施した。
- ・離職者等再就職支援事業として、技術専門校において職業訓練を実施し、ひとり親が優先して受講できるコースを設定した。
- ・新型コロナウイルス感染拡大に関連する対応として、離職者等再就職支援事業の受講者数の増加に備え、離転職者向け職業訓練の定員枠を拡充した。

#### 【施策展開】

- ・ニーズを踏まえた講習会や職業訓練を実施し、就業に必要な知識・技能の習得やス

キルアップを支援する。

- ・雇用のセーフティネットとして、離転職者訓練を着実に実施していく。

## 2 経済的支援

### (1) 数値目標の状況

種別	数値目標名	数値目標の意味 (調査機関等)	基準値	令和3年度評価		目標値	コロナ 影響
				現状値	区分		
成果 指標	養育費の取決めをした 人の割合	未成年の子どもがいる夫婦 が離婚する際に、離婚届に おいて養育費の分担の「取 決めをしている。」の欄に チェックをした人の割合(静 岡地方法務局調査)	65.4% (H30)	65.0% (R1)	基準値 以下	70%	無
活動 指標	養育費等に関する相談 の利用者数	母子家庭等就業・自立支援 センターで実施する養育 費等に関する無料弁護士 相談の利用者数(こども家 庭課調査)	121人 (H30)	107人 (R2)	基準値 以下	140人 (毎年度)	無

- ・ひとり親家庭の経済的な安定のためには、手当や助成の充実とともに、養育費の確保も欠かせないが、養育費の取決めをした人の割合は65.0%、養育費等に関する相談の利用者数は107人であり、基準値を下回った。養育費の確保に向け、県内市町に養育費取決めの啓発や養育費確保対策事業の実施を働きかけていく。無料弁護士相談は日程や会場による利用者数のばらつきの解消を図るとともに、相談体制を強化していく。養育費確保は法務省等でも対策強化について議論されているところであり、国の動向を注視する。

### (2) 主な事業実施状況と今後の新たな施策展開

#### ア 手当の支給・福祉資金の貸付

##### ① ひとり親家庭の事情に即した支援

- ・所得や子どもの人数に応じ児童扶養手当を支給した。
- ・母子・父子自立支援員等が母子父子寡婦福祉資金貸付金の相談7,845件に応じ、895件の貸付けを実施した。
- ・新型コロナウイルス感染拡大の影響で生活が困窮したひとり親への対応として、児童扶養手当受給者及び家計急変者等に「ひとり親世帯臨時特別給付金」を2回支給した。また、母子父子寡婦福祉資金貸付金の利用者の状況に応じて、償還期間を猶予した。

#### 【施策展開】

- ・令和3年度の特例として、児童扶養手当受給者及び家計急変者等に「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親分)」を支給する。

## イ 経済的負担の軽減

### ① 小学校入学時の学用品購入費用の助成

- ・児童扶養手当受給世帯の子どもが小学校に入学する際の、ランドセル等入学支度費用の一部を補助する8市6町に対して助成した。

### ② 高等学校の修学支援

- ・子どもが経済的理由で高等学校等への就学を断念しないよう、就学支援金による授業料の支援や奨学給付金の支給のほか、授業料減免を行う私立学校等に対する助成を行った。
- ・新型コロナウイルス感染拡大に伴い家計が急変した世帯について奨学給付金の支給対象としたほか、授業料減免を行う私立学校に対する助成を行った。

#### 【施策展開】

- ・高等学校等における奨学給付金に係る非課税世帯への増額分について、令和3年度も継続する。
- ・令和3年度当初から、私立高等学校等についての県の授業料減免制度を概ねの年収700万円以上750万円未満の世帯を対象に拡充する。

### ③ 医療費の助成

- ・所得税非課税世帯のひとり親とその子どもの医療費を補助する33市町に対して助成した。

## ウ 養育費確保の支援

### ① 養育費や面会交流に関する普及啓発

- ・ひとり親サポートセンターにおいて養育費や面会交流の相談に応じたほか、無料弁護士相談を22回実施した。
- ・令和2年度新規事業として、離婚前後の父母を対象としたオンラインセミナーを開催するとともに、動画配信を行い、離婚時の子どもへの配慮や法的な手続きについて啓発した。

#### 【施策展開】

- ・離婚時の養育費についての取決めについて、対象者へのアプローチが課題であり、適切なタイミングで必要な方に情報を届ける方法を検討する必要がある。様々な機会を捉えて離婚の際の養育費の取決めを促し、養育費の取得率向上を図るとともに、市町に対し、養育費確保の取組推進や戸籍担当部署との連携について働きかけていく。

### ② 相談員の資質向上

- ・市町の担当職員等を対象に養育費等に関する研修会を開催するとともに、養育費相談支援センター主催の研修会に関係職員が出席し、資質向上を図った。

### 3 子育て・生活支援

#### (1) 数値目標の状況

種別	数値目標名	数値目標の意味 (調査機関等)	基準値	令和3年度評価		目標値	コロナ 影響
				現状値	区分		
成果 指標	子どもの居場所の数	生活困窮世帯の子どもの学習支援、ひとり親家庭等生活向上事業の子どもの生活・学習支援、放課後子供教室、子ども食堂等の居場所の実施箇所数の合計(地域福祉課・こども家庭課・社会教育課調査)	381 か所 (R1)	377 か所 (R2)	基準値 以下	503 か所	有
活動 指標	子どもの居場所づくり セミナー参加者数	子どもの居場所づくりの実施者・実施希望者等を対象としたセミナーの参加者数(こども家庭課調査)	107 人 (R1)	70 人 (R2)	基準値 以下	150 人 (毎年度)	有

・子どもの居場所の数は377か所、子どもの居場所づくりセミナー参加者数は70人であり、基準値を下回った。セミナー参加者数の減少は、新型コロナウイルス感染防止のため定員を減らして実施したことも影響している。子どもの貧困への社会的関心の高まりを背景に、地域で子育てを支えるという機運の醸成を図りながら、今後も取組を推進していく。

#### (2) 主な事業実施状況と今後の新たな施策展開

##### ア 子育て支援

##### ① 仕事と子育てを両立できる保育サービスの充実

- ・家庭生活支援員を養成し、家事や育児の支援が必要なひとり親家庭等に派遣した。
- ・延長保育や病児保育等を行う保育所やファミリー・サポート・センターの利用者への助成を、9市とともに行った。
- ・ファミリー・サポート・センター事業を実施した30市町に運営費等を助成したほか、アドバイザーの資質向上のための研修を開催した。

##### ② 放課後児童クラブにおける支援

- ・ひとり親家庭の放課後児童クラブ利用料を軽減する14市5町に対して助成した。
- ・35市町に対して放課後児童クラブの運営費を助成したほか、支援員養成の研修を開催し、269人を支援員に認定した。
- ・新型コロナウイルス感染拡大に伴い、放課後児童クラブ運営費のうち開設時間の延長や利用料減免等に要する経費を新たに助成した。

##### ③ リスクを抱えた母子に対する支援

- ・思いがけない妊娠に悩む女性の相談窓口として妊娠SOSサポート事業を実施し、相談に対応した。



- ・市町母子保健担当者に対する研修を6回実施したほか、支援機関のネットワーク構築を行った。

#### 【施策展開】

- ・思いがけない妊娠に悩む女性が孤立することなく支援につながるよう、相談窓口の周知に努めていく。
- ・未受診のまま出産し、虐待に至る状況等の防止を図るため、産科受診等支援事業を開始し、必要な方へ必要な支援ができるよう体制を強化していく。

### イ 住宅確保の支援

#### ① 県営住宅への優先入居の促進

- ・ひとり親家庭が県営住宅に入居する際に、倍率優遇制度を実施したほか、入居者の収入に応じた家賃を決定する際は、ひとり親控除、寡婦控除を差し引いた収入で計算した。
- ・新型コロナウイルス感染拡大の影響で収入が減少した方を対象に、県営住宅の家賃を減額した。

#### ② 民間賃貸住宅への円滑な入居の促進

- ・住宅セーフティネット事業として、静岡県居住支援協議会全体会を開催したほか、住宅確保要配慮者居住支援法人の指定を行った。支援法人は2法人を新たに指定し5法人となった。

#### 【施策展開】

- ・市町単位の居住支援協議会を設立し、住宅確保要配慮者居住支援法人の新規指定数の増加を図ることにより、民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図る。

#### ③ 母子生活支援施設における支援

- ・DV（配偶者等からの暴力）を受けている等の理由で子育てが困難な母子を県内3か所の母子生活支援施設で保護し、自立を支援した。

### ウ 子どもの居場所づくり

#### ① 子どもの学習支援

- ・ひとり親家庭へのホームフレンド等の派遣や2市1町の子どもの居場所づくりへの助成を行った。
- ・生活困窮世帯の子どもを対象に、通所型・合宿型の学びの場、キャリア形成の場を提供し、180人が参加した。
- ・9市町が実施する「しずおか寺子屋」に対する助成や学生支援員等の人材育成を行った。
- ・「しずおか寺子屋」の学生支援員募集のPR動画を作成しYouTube等で配信した。

#### 【施策展開】

- ・「しずおか寺子屋」実施市町の拡大に向け、地域の実情に合わせた普及・導入支援を行うとともに、ICTを活用した学習支援を検討する。

## ② 地域の居場所づくりの支援

- ・子どもの居場所について、実践講座3回、アドバイザー派遣23回、サポーターマッチング48件を行うとともに、令和2年度からの新規事業として、20か所の居場所の新規立ち上げ支援を行った。
- ・新型コロナウイルス感染拡大により、多くの子どもの居場所の運営団体等においては、一時休止、規模や回数の縮小などの対応が必要となった。運営団体等を支援するため、感染症対策を行う団体等に対する助成を実施した。

### 【施策展開】

- ・県社会福祉協議会と連携し、ふるさと納税制度を活用して寄附金を募集し、運営団体等に対して助成を行う。

## 4 安心につながる支援

### (1) 数値目標の状況

種別	数値目標名	数値目標の意味 (調査機関等)	基準値	令和3年度評価		目標値	コロナ 影響
				現状値	区分		
成果 指標	仕事や生活費についての相談相手がいないと考えるひとり親の割合	仕事や生活費等の日常生活の悩みについて、相談相手がいないと考えるひとり親の割合【(こども家庭課調査)】	29.2% (R1)	24.2% (R2)	B	0%	無
活動 指標	母子家庭等就業・自立支援センターにおける相談件数	母子家庭等就業・自立支援センターで実施する相談の件数(こども家庭課調査)	10,682件 (H30)	10,865件 (R2)	C	11,930件	無

- ・相談相手がいないと考えるひとり親の数は24.2%と改善が見られたが、目標値である0%に向けた各機関の取組を引き続き推進する必要がある。母子家庭等就業・自立支援センター(現:ひとり親サポートセンター)における相談件数についても10,865件と改善したが、更なる増加を図っていく。

### (2) 主な事業実施状況と今後の新たな施策展開

#### ア 相談・支援体制の充実と広報

##### ① ライフステージに対応した相談・支援

- ・ひとり親サポートセンターにおいて窓口相談や出張相談会を行った。
- ・母子・父子自立支援員による相談8,024件、母子・父子福祉協力員による相談1,283件を行った。
- ・新型コロナウイルス感染拡大を契機として、令和2年8月から「ひとり親あんしんLINE相談」を開始し、潜在的な相談需要に対応した。
- ・将来を見据えた家計管理や生活設計を支援するため、令和2年度新規事業としてファイナンシャルプランナーによるひとり親のライフプラン相談を実施した。

- ・男女共同参画センターあざれあにおいて、女性相談・男性相談を行い、新型コロナウイルス関連の健康・家族・夫婦・仕事に関する相談等にも対応した。
- ・新型コロナウイルス感染拡大の影響で家族の在宅時間が増加したこと等により、電話がしにくい方でも相談しやすいよう、女性相談においてインターネット相談を開始した。
- ・静岡県女性応援メッセージ「笑顔になるまで寄り添いたい」を発出し、あざれあ女性相談をはじめ、各部局の相談・支援情報の一元的提供に取り組んだ。
- ・県内 43 か所の子育て世代包括支援センターの円滑な事業展開のため、助言や研修等による支援を行った。
- ・就学支援金の助成制度のリーフレットを学校を介して家庭へ配付したほか、奨学給付金の申請手続き等についてホームページに掲載した。
- ・新型コロナウイルス感染拡大に伴い家計が急変した世帯に対する支援制度について、学校を通したリーフレット配付等により周知した。
- ・就学援助においては、要保護児童生徒援助費補助金※の補助対象経費に、オンライン学習通信費を追加した。
- ・生活困窮者の自立を支援するため、自立相談支援事業及び住居確保給付金を支給したほか、就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計改善支援事業、学習支援事業を実施した。
- ・新型コロナウイルス感染拡大に伴い、自立相談支援機関※への住居確保給付金等の相談件数が増加したため、「生活にお困りの方の相談申請フォーム」の作成や医療・法律・福祉の専門家の一体的なWEB相談体制の構築、自立相談支援員※を支えるヘルプデスクの設置準備を行った。

※要保護児童生徒援助費補助金

義務教育の円滑な実施のため、経済的な理由により就学困難と認められる児童又は生徒の保護者に対して必要な援助を行う市町に対して国がその経費の一部を補助する。

※自立相談支援機関

働きたくても働けない、住む所がないなど、生活全般にわたる困りごとの相談窓口で、地域に設置されている。

※自立相談支援員

自立相談支援機関において、生活困窮者の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援等を行う主任相談支援員、相談支援員。

**【施策展開】**

- ・「ひとり親あんしん LINE 相談」の一層の周知と情報発信機能の強化を図り、より多くのひとり親に適切な支援を提供する。
- ・あざれあ女性相談の電話回線を増設し、相談体制を強化するとともに、悩みを1人で抱え込まず、早めに相談するよう周知する。
- ・子育て世代包括支援センターにおいて多様なニーズに対応できるよう、相談支援を担当する職員の質の向上や子育て世代包括支援センターへ専門職を配置するなど、相談体制の機能を強化する。
- ・修学資金の助成制度については、従来紙媒体にて配布していた資料を県ホームページ

ジへ掲載することで、より効果的な制度周知を図る。

- ・生活困窮者においては、きめ細かな支援が重要であるため、支援員が相談し、助言を受けられる専門家相談会を創設するなど、支援員を支えるネットワークを構築していく。

## ② ひとり親家庭に対する支援制度の周知

- ・ひとり親家庭への支援制度をまとめた冊子「明日のしあわせを願って」を発行し、関係機関に配布した。
- ・相談機関や保育施設に対するひとり親サポートセンターの周知、民生委員・児童委員に対するひとり親支援についての周知を行った。

### 【施策展開】

- ・支援制度の活用を促進するため、SNSを活用した周知に取り組む。

## イ 父子家庭の相談体制整備

### ① 父子家庭の父が相談しやすい体制の整備

- ・ひとり親サポートセンターにおける父子家庭相談に対応するため、研修参加により相談員の資質向上を図った。
- ・母子家庭等就業・自立支援センターの名称をひとり親サポートセンターに、母子家庭等医療費助成の事業名をひとり親家庭等医療費助成に変更した。
- ・あざれあにおいて男性相談を行い、新型コロナウイルス関連の仕事や健康に関する相談に対応した。

### 【施策展開】

- ・ひとり親サポートセンターにおいて、令和3年度から、休日に父子家庭からの相談に対応できる窓口を設ける。

## ② 父子家庭に向けた情報発信

- ・ホームページ等で情報を発信した。

## ウ 個別の状況に応じた多様な支援

### ① ひとり親同士の相談機会の提供

- ・静岡県母子寡婦福祉連合会が交流会等を実施し、ひとり親が日頃の悩みを打ち明けられる機会を設けた。

### ② DV被害者等の支援に向けた関係機関の連携

- ・女性相談センターやあざれあ等における相談を実施した。

### 【施策展開】

- ・あざれあ女性相談・男性相談では、悩みを1人で抱え込まず、早めに相談するよう周知する。

## 主な取組の進捗状況

関係課が進行管理する主な取組について、令和2年度実績等に基づく進捗状況の評価を以下の区分により行った。

### < 主な取組の進捗評価区分 >

区 分	評価の観点	
	時間的	数量的
◎	前倒しで実施	増加・拡大傾向
○	計画どおり実施	横ばい傾向
●	計画より遅れている	減少・縮小傾向

区 分	施策項目ごとの数						うち、新型コロナウイルスの影響を受けたもの	
	就業支援	経済的支援	子育て・生活支援	安心につながる支援	合計	割合(%)	件数	割合(%)
◎	1	1	1	4	7	12.3	0	0.0
○	12	8	9	12	41	71.9	3	7.3
●	4	0	4	1	9	15.8	3	33.3
計	17	9	14	17	57	—	6	10.5

(詳細は別表参照)